慣行の取扱いについて(合併協定項目19) 慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

慣行の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 市章、市旗、市民憲章及び市民歌については、新市において制定する。
- 2 市の花、市の鳥及び市の木については、新市において選定する。
- 3 名誉市民制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整し定めるものとする。なお、現在の名誉市民は、継続して新市の名誉市民とする。
- 4 表彰制度については、新市において調整し定めるものとする。
- 5 各種宣言は、新市において調整する。

平成16年9月13日提出

遠野市・宮守村合併協議会 会長 遠野市長 本 田 敏 秋

遠野市・宮守村合併協議会の調整内容

協議事項	合併協定項目19 慣行の取扱い	関係項目
調整の内容	慣行の取扱いについては、次のとおりとする。 1 市章、市旗、市民憲章及び市民歌については、新市において制定 2 市の花、市の鳥及び市の木については、新市において選定する。 3 名誉市民制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において継続して新市の名誉市民とする。 4 表彰制度については、新市において調整し定めるものとする。 5 各種宣言は、新市において調整する。	

				1
75 D		現 況		
項目	遠野市	宮 守 村	調整の具体的内容	
市 (村)章に関	する	市章	村章	市章については、新市 において制定する。
		「とおの」の頭字「と」を近代的感覚をもって 図案化し、和合と躍進の力強さを象徴したもの (昭和30年2月4日制定)	宮守村の頭文字「ミ」を図案化したもので、和 合と躍進、そして力強さを象徴し、伸びゆく宮守 村を表現したもの (昭和30年2月11日制定)	
市(村)旗に関	する	市旗	村旗	市旗については、新市
こと		・旗の色は、地を緑色(マンセル値 5G7/10)と し、市章は中心に位置し白色	・旗の色は、地をエンジ色とし、村章は中心に位置し白色	において制定する。
		・旗の縦横の割合は7対10 (昭和61年10月1日制定)	(未制定)	

遠野市・宮守村合併協議会の調整内容

協議事項	合併協定項目19 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容			

2

項目	現 況		細数の具体的内容
垻 日 	遠 野 市	宮 守 村	調整の具体的内容
市民(村民)憲章に関すること	市民憲章 わたくしたちは、清らかな山河、澄みきった空気のもと、語りつがれてきた民話とゆかしい文化をもつ心のふるさと遠野の市民であることを誇り、このまちをさらに豊かな田園都市にするため、ここに、この憲章をさだめます。 1 恵まれた自然を愛し、清潔なまちをつくります。 1 郷土の文化をたいせつにし、その発展につとめます。 1 からだをきたえ、教養を高め、明るい家庭をつくります。 1 たがいに信じ、助けあい、平和なまちをつくります。 1 仕事にはげみ、郷土の開発につとめます。(昭和46年11月2日市議会で制定議決、同年12月1日市制施行17周年及び市民センター開設の記念式典で市民宣言)	村民憲章 わたくしたちは、北上の山脈(やまなみ)にの ぞむ恵まれた郷土宮守村を守りながら、魅力にあ ふれた村づくりをめざし、ひちりひとりの語らい のなかで生まれた、この憲章を合いことばとし、 村民共同の目標とします。 1 健康につとめ、思いやりのある明かるい家 庭をつくります。 1 進んで教養を高め、人間性の向上につとめ ます。 1 協力し合いながら、住みよい近隣社会をつ くります。 1 自然と文化を大切にし、豊な郷土をつくり ます。 1 仕事に誇りをもち、村の発展につとめま す。 (昭和49年2月11日制定)	市民憲章については、新市において制定する。
市民(村民)の歌に 関すること	市民歌 市制施行を記念して、岩手日報社の協力のもと 全国から募集し作成されたもの (昭和30年2月4日制定)	村民歌 (昭和40年5月2日制定)	市民歌については、新市において制定する。
市 (村) の花・鳥・ 木に関すること	市の花 りんどう 市の鳥 やまどり 市の木 いちい (昭和46年11月2日市議会で選定議決、同年12 月1日市制施行17周年及び市民センター開設 の記念式典で市民宣言)	村の花 やまゆり 村の鳥 うぐいす 村の木 あかまつ (昭和49年2月11日制定)	市の花、市の鳥及び市の木については、新市において選定する。

遠野市・宮守村合併協議会の調整内容

協議事項	合併協定項目19 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容			

3

TE 0	現 況		押数の日は始ま空
項 目	遠 野 市	宮 守 村	調整の具体的内容
名誉市民(村民)に 関すること	目的…学術、技術その他一国文化の進展に貢献し、 その事績卓絶で斯界の耆宿として世の敬仰を受け 又は本市の発展のため特に顕著な事績のあったも ので本市に深い者は、議会に諮り、名誉市民に推 挙することができる。 名誉市民4人 昭和41年 故菊池勇夫氏 (元九州大学学長、法学博士) 昭和63年 故中館耕蔵氏(国立音楽大学理事長) 平成6年 唯是震一氏(筝曲作曲家) 平成11年 林 政方氏(書家)	該当なし	名誉市民制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整し定めるものとする。 なお、現在の名誉市民は、継続して新市の名誉市民とする。
表彰に関すること	表彰条例 目的…市勢の振興及び公共福祉の増進に尽し、その功労が極めて顕著であって他の模範とするに足ると認められる者又は団体を、市長が表彰する。 時期…市制施行日である毎年12月1日に実施種類…功労者表彰(市勢振興功労者表彰、一般功労者表彰)、協力者表彰等市民栄誉賞表彰要綱目的…広く市民に敬愛され、市民に明るい希望と活力を与えることに顕著な業績があったものについて、その栄誉を讃えることを目的とする。	表彰条例 目的…村政の振興及び公共福祉の増進に尽し、その功労が極めて顕著であって他の模範とするに足ると認められる者又は団体を、村長が表彰する。 時期…合併記念日の施行日である毎年2月11日に実施してきたが、近年はその前日に実施種類…功労者表彰	表彰制度については、 新市において調整し定め るものとする。
宣言に関すること	・交通安全都市宣言(昭和37年2月17日議決) ・非核平和都市宣言(昭和60年6月25日議決)	・非核平和の村宣言(平成11年3月10日議決)	各種宣言は、新市にお いて調整する。

遠野市民歌と宮守村民歌

遠野市民歌

作詞 茶畑 光作曲 下総皖一

- 1 早池峯の 深きみどりに 雲わきて 斧はこだまし猿ケ石 清きほとりに 黄金なす 穂波そよぎて平和なる 楽土はゆたか おお大遠野市よ 永遠に栄ゆく
- 2 早瀬川 せせらぐところ 薫る風 かげろう揺れて牛の群れ 萌ゆる若草 酪農の 希望明るく生産の 息吹は新た おお大遠野市よ 誇らむ生命
- 3 伝統と 輝く歴史 うけつぎて 人和すところ四季の夢 めぐる絵巻に 綾なして 文化彩どる大理想 花こそかおれ おお大遠野市よ 築かむ郷土

宮守村民歌

作詞 脇太一補作 佐伯郁郎作曲 堀籠次男

- 1 空を仰げば さわやかに 山脈 清き 日本晴人の和花と さきかおり ひかり明るく 清新の希望は村に みちわたる ああ宮守 宮守 わがふるさと
 - 2 夢もたのしい 酪農に しあわせ招く 丘の風 みどりの林 はぐくんで 息吹き新たな 生産の ちからは村に わきあがる ああ宮守 宮守 わがふるさと
 - 3 清水あふれる 田瀬のダム 若鮎おどる 猿ヶ石 みのりの沃野 うるおして 文化豊かな 躍進の 理想は村に 盛りあがる ああ宮守 宮守 わがふるさと